

交番速報



N0.43号

令和7年5月15日発行

責任者 交番長

作成者 勤務員



 自転車は車の仲間

自転車は

**車道が原則
左側を通行
歩道は例外
歩行者を優先**



道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。

したがって、車道と歩道の区別があるところでは、車道通行が原則です。

車道では左側端を通行しなければなりません。

例外的に歩道通行できる場合があります（普通自転車のみ）

- 1 道路標識や標示により、自転車がその歩道を通行できるとされているとき
- 2 自転車の運転者が、高齢者（70歳以上）、児童・幼児（13歳未満）又は身体の不自由な方であるとき
- 3 自転車の通行の安全を確保するため、歩道の通行がやむを得ない※と認められるとき

※(例) 道路工事で車道通行が困難な場合
車道の幅や交通量から、自動車との接触の危険がある場合 等



普通自転車
歩道通行可
を示す道路標識



歩道を走るときは
歩行者に注意
するワン！

普通自転車とは

車体の大きさ、構造が次の基準を満たす自転車で、他の車両をけん引していないものです。

「長さ190cm以内および幅60cm以内、四輪以下の自転車である」等